第九号様式（第25条関係）（平23国交令89・令２国交令98・一部改正）

交通結節機能高度化計画の認定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

協議会の名称

氏名

都市鉄道等利便増進法第14条第１項の規定により、下記の交通結節機能高度化計画の認定を受けたいので申請します。

交通結節機能高度化計画

1　駅の名称

2　交通結節施設の整備を行う区域

3　駅施設利用円滑化事業による駅施設の整備その他の交通結節施設の整備の内容（都市施設に関する都市計画に関する事項であって交通結節施設のために必要なものがあるときは、当該事項を含む。）

4　交通結節施設の整備に要する期間

5　交通結節施設の整備に要する費用の額

6　駅施設の整備を行う者

7　駅周辺施設の整備を行う者

8　駅施設の営業を行う者

9　交通結節機能の高度化の効果

10　交通結節機能の高度化と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業があるときは、その内容

11　駅施設利用円滑化事業により駅施設の整備及び営業が行われるものにあっては、当該駅施設の使用料の額

注１　交通結節施設の整備に要する期間には、整備の開始の予定年月及び終了の予定年月を記載すること。

２　交通結節施設の整備に要する費用の額には、整備に要する費用の総額及び整備の内容ごとの内訳の額を記載すること。